

XIII. カナダ

<要約>

	概要	特徴
1. 金融制度の概要	- 銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法） - 商業銀行（70、9.1兆カナダドル、銀行法） - 信託会社（41、2,419億カナダドル） - 貸付会社（12、3,183億カナダドル） （信託および貸付会社法あるいは州法） - 信用協同組織（422組合、3,121億カナダドル、 州法或いは準州法） - 監督官庁：金融機関監督庁（OSFI） - 預金保険制度：カナダ預金保険機構（CDIC）及びケベック州の金融市場庁（AMF）が提供する。AMFは、ケベック州に本店を置く金融機関を対象としており、その他の州にある金融機関に対しては、カナダ預金保険機構（CDIC）が担当する。信用組合については、各州に設立された州預金保険機構が提供する。 - 金融税制 - 連邦税及び州税として制度化されている（原則、総合所得課税制度）。	- 商業銀行の中でも、ビッグ・シックスと呼ばれる大手国内銀行がカナダ金融市場の約91%を占める。 - 州法によって設立された信託会社、貸付会社、生命保険会社、証券ディーラー及び証券子会社は州政府が監督。 - 預金を受け入れるものの、CDICの加盟対象とならない金融機関に、州レベルで規制される信用協同組織、外国銀行のカナダ支店、一部のカナダ設立の銀行がある。 - CDICの保証額は10万カナダドル。 - カナダ財務省は2016年から、金融セクターにおける規制・政策枠組みの改革に着手し、2024年にはコンサルテーション・ペーパーを公表。
2. 郵便貯金の現況	- 郵便貯金制度・経営形態 1868年、郵政省は郵便貯金制度を導入したが、1898年、財務大臣が郵便貯金の金利を下げたこと、1900年以降は信用協同組合が浸透したことにより、郵便貯金の魅力は大きく低下。 - 郵便貯金制度は、1968年には廃止された。 - 郵便貯金の再導入の可能性 - カナダ・ポスト従業員組合（Canadian Union of Postal Workers, CUPW）は、現在の銀行業界はサービス料金が高く、金融包摂も不十分であるとして、郵便貯金制度の再開を強く主張している。	- カナダ・ポストは送金サービス等の限られた金融サービスを提供。 - カナダ・ポストの経営陣は、郵便貯金の再開に対して反対の意向と見られている。 - 銀行協会も郵便貯金制度の再開に明確に反対している。 2019年末時点では、郵便貯金制度の再開に関する具体的な議論は進んでいない。

	・カナダ・ポストはトロント・ドミニオン銀行との間の個人向け無担保ローンにおける提携は頓挫。 ・カナダ・ポストは、Development Bank of Canadaとの提携で中小企業向けローンサービスを開始。	・カナダ・ポストはKoho Financial社との間で口座サービス分野で提携する旨を発表。
3. 最近の金融動向と今後の展望	○フィンテックの動向 ・カナダ銀行は民間企業、国内商業銀行等と協同で、2016 年から分散型台帳（DLT）の仕組みを利用した決済に関する実証実験に取り組んでいる。現在、マネーロンダリングへの影響という観点から仮想通貨ディーラーに対する規制の強化が進んでいる。 ○キャッシュレス決済 ・決済では、現金や小切手といった伝統的な手段に代わり、カード決済や電子資金振替（EFT：Electric Funds Transfer）、オンライン決済、モバイル決済といった決済手段が拡大。コロナ禍はそうしたキャッシュレス決済への移行を加速した。 ○モバイル決済 ・モバイル・バンキングは、各金融機関が積極的に導入してきた。国内大手 6 行では、ブラウザ、専用アプリを通じたサービスを提供。口座の収支確認、口座間の送金サービスが利用できる。	○KPMG によると 2024 年に FinTech への投資額は78 億米ドルを記録。カナダはAI への投資が進んでおり、大手銀行では AIを活用したロボ・アドバイザーサービスの充実が図られている。 ○カナダ決済協会による調査では、2023 年の決済回数は対前年比6%増の 217 億回。金額は同1%増の11.9兆カナダドルとコロナ禍前を上回る水準に拡大。件数ではクレジットカードが最大の 32.9%を占め、デビットカードが30.6%、EFTが14.6%、現金が11%の状況。 ○モバイル決済の理由者数は2020年の14%から、2022年10月には46%に増加。新型コロナが普及に拍車をかけた。

○リテール決済における法規制 ・2021 年 6 月にリテール決済に関する法規制として「リテール決済法（RPAA）」が制定。 ・カナダ中央銀行は、2024年に同規則のガイドラインを策定し、パブリックコメントを求めた。 ○インターネット専門銀行 ・店舗をもたないオンライン専門銀行として、Tangerine や EQ Bank、Simplii Financial 等がある。 ○金融包摂 ・カナダにおける金融包摂は、高い水準にある。世界銀行の調査によれば、2021 年には 15 歳以上人口の 99.63%が金融機関またはモバイル・マネー・サービス事業者に口座を保有し、ほぼ全ての国民が何らかの金融機関を利用。成人 10 万人当たりの ATM 設置台数は 212（2021 年）と、高所得国平均（63）と比較しても非常に高い水準にある。	○RPAA の制定により、2,500 事業者以上と推定されるリテール決済サービス事業者（PSP）が、銀行等と同様に、中央銀行の監督下に置かれることになった。 ○Tangerine はスコシアバンクの子会社で、顧客数は 200 万人以上。フルバンキング・サービスを展開。店舗はもたないが、トロント、モントリオール、バンクーバー及びカルガリーに、金融サービスの情報やアドバイスの提供を目的とする“cafes”と称する場（コーヒー付き）を設置。 ○郵便貯金制度は 1968 年に廃止されたが、金融包摂への郵便貯金への期待は根強くある。カナダ・ポストは、Koho Financial社との「提携で口座サービスを提供することを計画している。
---	---

	○高齢者対策 ・カナダ銀行協会は、2014 年に、55 歳以上を対象とする金融リテラシー教育プログラムを導入。詐欺防止、金銭的虐待、資金管理の 3 テーマについて、1 時間ずつの無料セミナーを提供。 ・カナダ金融消費者庁は、「国家金融リテラシー 2021-2026」を策定し、金融サービスへのアクセス改善、金融スキルの向上に取り組んでいる。	○カナダでは、2016 年の国勢調査の結果において、2015 年の 65 歳以上の高齢者人口が 16.9%と、14 歳以下の子供の人口の 16.6%を初めて上回り、少子高齢化の急速な進展が注目された。世銀データによると、2021 年には高齢者人口が 19%を占めている。
--	--	---